

介護サービス事業所の行政処分等について

市は、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第84条第1項、第115条の9第1項及び第115条の45の9の規定に基づき、下記のとおり介護サービス事業所の指定を取消すことを決定しました。

記

1 事業者の名称

株式会社住まいる介護
代表取締役 白倉 正行

2 処分の対象となる事業所名等

- (1) 事業所名 住まいる八王子ケアステーション
サービスの種類【指定訪問介護、指定第一号訪問事業】
事業所所在地 八王子市川口町 1417-1
指定年月日 平成29年7月1日
事業所番号 1372908218
- (2) 事業所名 住まいる八王子ケアショップ
サービスの種類【指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売、指定特定介護予防福祉用具販売】
事業所所在地 八王子市川口町 1417-1
指定年月日 平成30年1月1日
事業所番号 1372908374
- (3) 事業所名 住まいる八王子ケアサービス
サービスの種類【指定居宅介護支援】
事業所所在地 八王子市川口町 1417-1
指定年月日 平成29年7月1日
事業所番号 1372908226

3 処分の内容

指定の取消し

4 指定取消し日

令和元年（2019年）12月3日（指定取消決定日）

令和2年（2020年）1月14日（指定取消効力発生日）

5 処分理由

（1）指定訪問介護事業所

（ア）不正請求

当該事業所は、実際のサービス提供内容に関わらず、あらかじめ作成したサービス予定表（「ルート表」又は「日別予定表」）の内容どおりにサービス実施記録を作成し、これを基に介護報酬を請求する等、不適切な手続を常態的に行っていた。これら不適切な手続について精査したところ、延べ28,314件について虚偽の内容のサービス実施記録を作成し、これを基に介護報酬を不正に請求し受領していたほか、サービス実施記録を作成しないまま介護報酬を不正に請求し受領した。

（イ）虚偽報告

当該事業所は、監査中に市が提出を求めた資料に関し、16,559件の虚偽の内容の報告及び6,923件のねつ造した虚偽の内容の資料を提出した。

（2）指定第一号訪問事業所

（ア）法令違反

当該事業所と一体的に運営されている訪問介護事業所において、不正請求及び虚偽報告に該当する違反行為があった。

（3）指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所、指定特定介護予防福祉用具販売事業所

（ア）不正な手段による指定

当該事業者は、平成29年11月15日付けで退職し当該事業所に勤務する意思のない者を、当該事業所の福祉用具専門相談員として勤務するものとする虚偽の辞令書を用いて、平成29年11月24日付けで当該事業所の平成30年1月1日付け指定のための申請を行い、不正な手段により指定を受けた。

（4）指定居宅介護支援事業所

（ア）職務遂行義務違反

当該事業所は、必要なサービス担当者会議等やモニタリングを適正に行わず、また、ケアプラン上に訪問介護事業所からの要求のままにサービスを位置付け、利用者のために忠実にその職務を遂行すべき義務を怠った。

（イ）不正請求

当該事業所は、サービス担当者会議等を適正に行わず、また居宅サービス計画の実施状況のモニタリングの実施及びモニタリング結果の記録を怠り、減算に該当するにも関わらず、減算することなく延べ213月の居宅介護支援費

を不正に請求し受領した。

(ウ) 虚偽報告

当該事業所は、監査中に市が求めた資料に関し、173 件の虚偽の資料提出を行った。

6 指定取消しに伴う返還予定額

21,124,200 円（八王子市分のみ、加算額含む）

＜問い合わせ＞	処分に関する事	福祉部	高齢者いきいき課長：立川
		電話	042-620-7452（直通）内線 2162
	監査に関する事	福祉部	指導監査課長：久間
		電話	042-620-7296（直通）内線 2712